第787回栃木県選挙管理委員会会議録

１　日　　時　　令和８年７月22日（水）午後２時00分から午後３時15分まで

２　場　　所　　県庁本館８階　選挙管理委員会室

３　出 席 者

委員長	金田尊男
委　員	青田賢之
委　員	松永安優美
委　員	杉田明子
書記長	齋藤成宏
書記長代理	井上大助
選挙係長	福田喬広
主　査	大塚博人
書　記	渡邉彩佳
書　記	黒後達也

４　付議事件

(1) 議題

議案第１号　　令和８年４月 12 日執行高根沢町議会議員選挙における選挙の効力及び当選の効力に関する審査の申立てに係る裁決について

議案第２号　　令和８年３月 22 日執行那須町長選挙における当選の効力に関する裁決取消請求事件の処理方針について

(2) 報告事項

ア　公職選挙法等の改正について

イ　その他

５　会議内容

委員長は、開会を宣し、直ちに会議に入る旨述べた。

また、議案第１号、議案第２号については審査申立て及び訴訟に関する議案であることから、非公開とする旨述べた。

議題

報告事項

ア　公職選挙法等の改正について

選挙係長は、資料に基づき詳細に説明した。

杉田委員は、この改正に伴い、県選管として新たに対応すべき事項があるのか、事務局に問うた。

選挙係長は、新たに対応すべき事項は特にない旨述べた。

委員長は、現在は、公職選挙法において選挙運動における電子メールの取扱いはどのようになっているのか事務局に問うた。

選挙係長は、電子メールを利用できる選挙や送信できるタイミングもが定められているほか、送信先の情報の取得方法や送信者の表示についても規定されており、これらについて公職選挙法第 142 条の４に列記されている旨述べた。

委員長は、X、Instagram 及び Facebook 等による選挙運動については、投票日前日の 24 時までに行わなければならない旨述べた。

選挙係長は、電子メールも同様にその時刻までに送信しなければならない旨述べた。

委員長は、その取扱いに変更はないのか、また、投票日前日の 24 時までに掲載したものは、そのまま掲載しておいてよいのか事務局に問うた。

選挙係長は、その取扱いに変更はなく、また、そのまま掲載しておいて差し支えない旨述べ

た。
　委員長は施行が令和９年３月１日からであり、直近では県議会議員選挙が対象となることから、県議会議員選挙の説明会等において再度周知するよう事務局に指示した。

　書記長は、次回の委員会については８月４日（火）午前10時から、選挙管理委員会室で開催したい旨述べ、了承された。

　委員長は、本日の委員会の議事は全て終了したことを述べ、会議の閉会を宣した。